

埼玉県青少年健全育成審議会 議事要録

日 時	平成22年4月30日(金) 午後1時30分から2時46分
場 所	さいたま共済会館504会議室
出席者数	13名
出席委員	高橋委員、河村委員、宮下委員、横山委員、中村委員、岡安委員、牧委員、水野委員、湯本委員、卯月委員、春野委員、黒崎委員、小峰委員
欠席委員	
諮問事項 その他	1 埼玉県青少年健全育成条例施行規則の一部改正案について 2 ネットアドバイザーの養成・派遣について 3 青少年に対する携帯電話の有害情報対策について

1 開 会

2 議事録署名委員の指名

春野委員、黒崎委員

3 議 事

(1) 埼玉県青少年健全育成条例施行規則の一部改正案について

事務局から資料1－4に基づき説明があった後、委員から次のとおり質疑等があった。

(高橋会長)

東京都が継続審議となっているのは何か理由がありますか？

(事務局)

私どもが聞いている範囲では、携帯サイトの関係と申しますよりもですね、東京都の条例にはいわゆる児童ポルノの関係の改正もございまして。そちらの案件が新聞報道等でもなされておりますが、表現の自由の制限につながるのではないかという意見が議会でもかなりございまして、その部分が十分審議が尽くしていないということで、継続審査になっているやに伺っております。概ねこの携帯運用の改正については概ねの同意が得られているというように聞いております。

(高橋会長)

では、東京独自の問題ということですか？

(事務局)

はい。

(黒崎委員)

今の改正内容の中で、まず保護者（がフィルタリングを解除できる場合）の正当な理由で、『就労』、『障害や疾病』というのは良いと思うのですが、『保護者が青少年のインターネットの利用状況を適切に把握』というのが一つありますよね。適切に把握というのを具体的に、条例の改正は3月にされて、(5月に改正の) 今度は、施行規則みたいなものですか？

(事務局)

はい

(黒崎委員)

そこでは、この具体的な中身というのはこれ以上触れないのですか？例えば、施行規則の案として適切に把握というのもそうですし、事業者のところで『フィルタリング解除の申出には正当な理由が必要です』とありますが、正当な理由は具体的に何ですかとか、『保護者が適切に把握』とありますが、例えばどのくらいまで親が管理しているのかというのは、何か具体的なものを求められないのでしょうか？

(事務局)

私どもとして想定しておりますのは、例えば、今、保護者が、パソコンによってサイトへアクセスした履歴ですとか、送信した履歴を確認できるサービスなどを事業者が提供していると伺っておりますので、そういった場合を想定しております。また、その他に、特に低学

年のお子さんがそうなのですが、保護者の役割が大きいと思っております。この後、ご説明しますネットアドバイザーとも関係してきますが、保護者と子どもさんが、携帯電話の使用についてしっかり家庭でルールづくりをしていく、そういったものも想定をしております。

(黒崎委員)

どうしても、条例とか施行規則といった条文というのは、なかなか具体的なことまでは確かに書けないと思います。資料1-4の「1 現状」で出ている、青少年インターネット環境整備法があったけれどもあまり機能されていない、結局親が安易にフィルタリングを解除してしまえば意味をなしていなかった、それをもっと強化するためにこの改正条例をつくり施行規則を5月につくる予定だということであれば、(フィルタリング)解除の抜け道のようにになっていないかということがちょっと心配なんです。適切に把握とって、我々大人の立場でも、携帯電話でネットにiモードなどでつないだ履歴が残りますけれど、例えば暗証番号を入れてしまえば、バツと全件削除とかってできますよね。だから適切に把握だとか、事業者の正当な理由、これでさえも拒んでいるっていう事業者もけしからんと思いますけれども、このあたりが結局抜け道になってしまって、法は作った、施行規則は作ったはいいいけれども、なし崩し的にまた、結局抜け道になってしまうのではないかと、これ自体をやることは良いことだと思うんですが、そこをもう少し、何か評価する方法があれば、なお良いかなと思います。

(事務局)

貴重なご意見をありがとうございます。まさにそういうような認識は持っています。ただ、この条例を作るにあたりまして、やはり法律がございますので、法令との整合性というのをごさいますて、その辺の制限、限界もあるのは事実でございます。で、繰り返しになって恐縮ですけれども、法律、条例で100%やっぱり課題に対応するのは難しいのかなと思っております。先ほど申し上げたネットアドバイザー、それからまたご説明しますけれども、携帯電話の推奨制度みたいなものを九都県市で取り組むようなことも考えております。やはり最終的には色々な取組、もっと言えば最終的にはしっかり法律で規定していくのが理想の形だとは思っておりますけれども、現状では、現時点の法律の枠内の中で取り得る範囲の対応をしたということが現状でございます。

(高橋会長)

今の黒崎議員の御指摘はもっともな内容でございますので、是非実施にあたって色々と配慮していただければと思います。

それでは、今回諮問された、埼玉県青少年健全育成条例施行規則の一部改正について知事に答申するというところでよろしいでしょうか。

(一同)

異議なし

(高橋会長)

異議なしということで承認をいただきました。尚、知事への答申につきましては、後ほど事務局を通じて提出することとさせていただきます。

(2) ネットアドバイザーの養成・派遣について

事務局から資料2-1に基づき説明があった後、委員から次のとおり質疑等があった。

(牧委員)

養成講座の応募用紙で、(応募者の)該当する番号が書いてありますが、高校生の保護者(の下の)、その他というのはどういう人ですか？

(事務局)

アドバイザーでお申し込みは公募しますので、我々としましては保護者を対象に講義をしていただくので、講師も保護者の方がお互い親近感になるのかと思うんですが、保護者に限らず一般の方でも意欲を持っている方がいらっしやると思いますのでそういう方については積極的にお申し込みいただければというふうに考えております。

(小峰委員)

小学校を対象にということですが、今後中学も対象ということになるのでしょうか？

(事務局)

今回小学校にターゲットを絞りましたのは、統計によりますと、小学校6年生で携帯電話の所持率が30%程度、中2になりますと60%程度になるということで、小学校から中学校に上がるときに所持率が上がるという状況がありますので、まず第1段階としてやっぱり小学生の保護者を一番ターゲットにしたいと思っております。将来的にはですね、中学校も視野に入れる必要があるのかな、というふうに考えております。

(岡安委員)

決定基準の方で9時間以上の出席、レポート提出、それから下に模擬授業と書いてあるんですけども、これはこの2日間の中の研修の中で盛り込まれているのでしょうか？

(事務局)

2日間の最終の方で行います。やはり実際に学校に行って、1時間ちょっとを想定しているんですけども、保護者の前で講演をするのはなかなか難しいところもありますので、実際に研修の中でもやっていくという形になります。

(高橋会長)

これ、模擬講座とした方が良くないですか。講座をするのも模擬ですよ。

(事務局)

はい。

(高橋会長)

模擬講座とした方が良いと思います。

(事務局)

はい。ありがとうございます。

(高橋会長)

あと、私の方からもいくつか質問と要望なんですけれども、まず資料2-1の一番下のところで、アドバイザーの派遣システムの1番下に「ネットアドバイザー」の横に「サポータ

一」というのがありますが、これはどういうものかというのと、それから、新聞記事の方で日本経済新聞の方の記事で、「講演や相談業務を始める」とありますので、その相談業務というのはどのように行うのかということがあります。とりあえずその2点、まず質問させていただきます。

(事務局)

サポーターと言いますのは、始め慣れるまでは、アドバイザーの方一人で行くとなかなか不安もありますので、初めのうちはですね、アドバイザーにお申し込みいただいた中で、志望動機とか書いていただきますので、中核的な活動が出来るような方をですね、少し選ばせていただきまして、その方にも慣れるまでは同行していただいて、慣れたら1人で学校に行っていたらどうかというようなイメージで考えているところでございます。

(高橋会長)

どういった方がサポーターになりますか？

(事務局)

例えば、下田先生のグループの方ですとか、あと少し慣れてくればネットアドバイザーの中でも経験を積んだ方が少しサポート出来るようになってまいりますので、そういった方をサポーターとして慣れるまでの期間同行してもらおうかなというふうにイメージしております。

(高橋会長)

あと、相談業務の方はどうでしょうか？

(事務局)

これはですね、私の方からこのように説明したところはなく、若干ちょっと新聞記者の方で誤解して書いた記事ですので、相談っていうのは我々としては特に想定しておりません。

(高橋会長)

そうですね。ちょっとこれを読ませていただいて、相談業務までやるとすればある程度カウンセリングに関する知識をやっとかないとですね、いくら知識をつけても相談する時はまた別のものになりますので。

(事務局)

相談っていうのはそれなりの知識と経験がないとあれですので、そこまでは想定しておりません。

(高橋会長)

はい。分かりました。

(中村委員)

ネットアドバイザーっていうのは150人養成ってことなんですけど、どんな人が理想的な方になるのかなと思うんですけど、例えば、東西南北でそれぞれ目標の人数と学校数がある訳なんですけど、東部だとだいたい7校弱をカバーする訳になるんですよね、30人で。そうすると、もちろん平日にやる訳ですから、立場的にはどのような人が理想なのか、仕事を持っていても良いのか、どうなんでしょうか？

(事務局)

一番はですね、ボランティアスピリットをお持ちの方が良いと思っています。やはり、お子さんに有害情報が行かないってことなんで、そして特に交通費程度の謝金しかお支払い出来ませんので、まして平日が多い場合もありますので、やっぱりボランティア意識のある方が第一かなと。そうしますと、「お母さん」が多いのかなというふうに思っております。で、出来れば、2日間12時間かけますのである程度その期間で知識はつきますけれども、ITの知識とかですね、あとは、例えばPTA活動をやっている、中心的な活動をやっているですね、例えばお話しをするのが上手な方とか、そういった熱意のある方には是非応募していただきたいと思っております。

(中村委員)

講座の状況っていうのは、学年単位でやるのか、クラス単位でやるのか、学校全体でやるのか色々な取組があると思うんですけども。

(事務局)

理想は、より多くの保護者の方に来ていただきたいとは思っています。ただ、実際、このアドバイザー講義単独ですね、全校の保護者の方に一遍に来ていただくというのは、なかなか実際は難しいのかなと思っていますので、当然学校と連携をして、なるべく多くの方を集めていこうとは思っていますけれども、バリエーションとしては学年単位とか、場合によっては学級単位とか、そういったこともあるのかなと思っています。ただ、例えば、参加していただいた父兄の方がですね、「こういったことがあったよ」と、そういうことをクチコミでお伝え出来るだけでもですね、またじゃ、「次の機会に行ってみようか」とか、そういうことになるのかなと思っております。

(中村委員)

そのような流れになれば良いことですよね。例えば、学校で1クラスだけやったとか、やらないよりやった方が良いんですけども、形骸的な取組になっちゃうような状況だと、ちょっと事業としてもね、もうちょっと(やる必要が)あるんじゃないかなと思うんですけどもね。

(事務局)

なるべく学校行事とタイアップしてですね、何かのPTAさんが集まる機会がある時に、終わった時間を少し1時間ぐらいいただいて、やるというのが一番良いのかなというふうに思っております。

(中村委員)

そういうような状況を少しでも解消するためには、単年度ではなくて、継続的にやることも大事ですよね。

(事務局)

そうですね。まず第一段階としては1年間でなるべく1回お邪魔しようと、で、それで終わるのではなくて、やはり新入生も入ってきますし、全ての保護者の方に1回でお伝えする

ことっていうのは難しいと思いますので、やはり継続的に事業をやっていくのが重要だと思っております。

(河村委員)

こういう授業に近いもの、講座をやるって考えると、教育学だと内容論と方法論で分けて考えるんですね。で、ここの講師の方っていうと、例えばフィルタリング事業者っていうと内容論に精通していらっしゃる方で、それからちょっとメディア研究協会がどういう形のものか、方法論をある程度、要するに、どういう組み立てで、どういう講座にするのかっていう、それはメディアに限らずなんですけれども、メディアのことを伝えるのに良い方法論があるのかどうか、そういう事も含んでいるんでしょうか？

(事務局)

両方含んでおります。やはりある程度、共通のことについてお話ししていただかないといけない部分があると思います。欠かせませんのは、携帯電話の危険性、それから保護者の役割、これについては欠かせない部分でございますので、ある程度、共通のコンテンツを提供させていただいて、後はそれをお伝えするのはネットアドバイザーご自身の言葉で伝えていただく、で、そこに新たな情報を加えながら充実をしていく、というような方法で今イメージをしております。

(河村委員)

そういう伝え方があって、そこからチョイスしますよ、っていうような講座になっているということですか？この12時間は？

(事務局)

12時間の中では、パワーポイントで御説明いただくようなそういう場を設けながら、もう1つは模造紙に書きながら、そういうような少しアナログ的な伝え方の方法も1つ取り入れながら、はい。

(河村委員)

では、ワークが入った感じの講座ということですか？

(事務局)

おっしゃるとおりです。

(河村委員)

あと、細かいことなんですけれども、6番目は決定基準ではなく認定基準ということですね？

(事務局)

はい。そうです。恐れ入ります。

(岡安委員)

多分、各学校の方にお知らせしていく形になるかと思うんですけれども、あまり学校にお知らせだけで、どのくらい来るのかなと思うんですけれども、ある程度校長先生とのパイプ、

あとPTA会長とのパイプが繋がってないと、「こういうこと始めました。どうぞ使ってください。」っていうのだけだと、たぶん申請がなかなかどうなのかなと思いますんで、それで県としてコミュニケーションを取りながら、あと先ほどお話しがあったように入学の説明会とかに一番保護者が来る、そういうところに時間を30分でもいただければ、多くの人達、保護者に言えますんで、そういったパイプ作りをしっかりとした方が良いのかなと思います。

あと、質問なんですけれども、今回ネットアドバイザーを養成して募集しますけれども、その後、来年度もそういう形で新しく講習をするのか、ちょっとその辺が、インターネット関連のネットアドバイザーでお知らせするタイトルは大体決まっているんですけども、携帯の方がどんどん進歩してしまっていて、今、新しい問題が増えてきて、今、私たちの耳に入ってきているのが「モバゲー」ってゲームなんです。今、消費者センターとかにダントツに上がってきている。今までにない問題点が上がってきてますので、そういうのが、今後、年を追うごとにまた新しい問題が出てくるのかなと思いますんで、是非講習の方も、随時新しい問題に取り組むような形にさせていただかないと、保護者の方も聞く意義がある展開にならないと思いますので、その点も一つ考えていただければと思います。

(事務局)

ありがとうございます。2点、初めにご意見ですけれども、私ども確かに通りいっぺんの周知ですと、十分講習会ができない、講座ができないのかなと思っております。今、個別に各市町村のPTAの役員の方のところにお邪魔をしましたり、あと個別に教育委員会にもお邪魔をしたりですね、そういう取組を今一生懸命やっておりますので、岡安委員にも是非御協力をいただければと思っております。それから、2点目の進化の話でございます。まさにおっしゃるとおりだというふうに思っております。ですので、この養成講座だけではなくて、スキルアップ講座も用意をしております。今年度も用意をしたいと思っておりますし、来年度以降もですね、日々技術が上がっていきますので、それに応じたスキルアップをしていくような講座を用意をしていきたいと思っております。

(春野委員)

最初のうちの話なんですけど、今の時点で45人？

(事務局)

42人です。

(春野委員)

42人？で申し込み締切りが5月31日で意外と迫っているんですけども、これから「ドドッ」と来るのかもしれないんですが、この150人っていう部分と現状がどんな風になるのか、まったく分からないですけども、6月には始めるという予定になっていますよね。その締切りは締切りなのか？ということと、それから認定というのがあるかと思うので、多分手を挙げて「参加したい」という方なので、ふさわしい方が申し込まれるのだとは思いますが、(認定)しない人っていう場合もあるわけですよね、認定されない人。その場合お知らせとか、それでダメだった人とかは、いないんですけども、どんなことになるのかな？

って、想定していることを教えていただければ。

(事務局)

はい。締切りは一応5月31日ということでさせていただきたいと思っておりますが、裏面を見ていただきますと、例えば一番最後の川越は9月下旬に講座がありますので、この辺は少し弾力的にしようかなと思っております。今のところ順調に来ているなという風に認識しておりますけれども、仮に途中で申し込み状況が少なければ、追加で募集をしたりですね、その辺は募集が目的ではありませんので、締切りが目的ではありませんので、弾力的に運用していきたいと思っております。それから、認定についてですけれども、みなさん認定していただければいいなと思っておりますけれども、実際学校に行っていたら講座をやったので、仮にふさわしくない人が出たとすれば、それはやっぱり十分な講座ができないということになれば、それは申し訳ないのですけれども、やっぱり認定はできないので、それはしっかりこちらの方も説明して御理解をいただきたいと思っております。

(高橋会長)

他にございませんでしょうか？資料2-1の2枚目の後ろの方ですけれども、右の方に「養成講座委託先の評価を参考にする」というふうにあるのですけれども、そうすると全部受講が終わって、認定するまでの間に時間が必要になりますよね。

(事務局)

はい。

(高橋会長)

評価が出てこないと判断できませんので、そうすると終了した時点で認定はできないということになりますか？

(事務局)

今想定しておりますのは、レポート提出がですね、1日目の講座が終わった段階で提出をお願いをしまして、2回目の時に持ってきていただきまして、評価をですね、2日目の最終段階までにはしていただいて、それを踏まえて県の方で決定をいたしますので、認定のタイミングといたしましては、2日目の講座が終わった段階でしたいというふうに考えております。

(高橋会長)

結構大変ですね。その基準については少し検討していただくとして、レポートが大体何割くらい占めるのかとか、プレゼンがどれくらい占めるのか、そういう基準の割合ですね、それを是非ある程度はつきりさせておいた方がいいのかなという気がします。そして養成講座の委託先は何をどういう基準にして評価するのかというのも伺っておいた方がいいのかなと思います。

(事務局)

仰るとおりですね。

(春野委員)

今ので。みんながいるところで、万が一認定しない人が出てきてしまうと、なんか難しい

ような気がするのですけれども。個別に認定が分かるように、そういう方法を考えられた方がいいのではないかなと思います。参加者全員の中で、このうちあなたは認定、あなたは認定、あなただけ認定できませんっていうことを、もしするとしたら、多分やる方もやりにくいですし、受けた方は、まあその場で不満があれば不満を言うでしょうし。そういうことになるのは多分面倒なことになるのではないかと思います。

(事務局)

分かりました

(高橋会長)

後から通知するのではダメなのですか？

(春野委員)

(後から) 通知した方がいいと思います。

(事務局)

ちょっとやり方については、春野委員さんが仰るように、その場で(認定者は)呼ばれて私だけ呼ばれなかったということになれば、心情的に面白くないというところもありますので、検討させていただきます。

(宮下委員)

具体的に料金はいくらなんですか？講師料じゃなくて……。ボランティア、有料ボランティアなのですか？

(事務局)

1回5,000円をですね、お支払いしたいなと思っております。

(宮下委員)

聞き逃したのかもしれませんが任期は、どうなっているのですか？

(高橋会長)

アドバイザーの。

(事務局)

任期をいつまでというのは決めておりません。

(宮下委員)

先ほど岡安委員さんのお考えがあるんですけども、ローリングといいますか、追加講習とかそういう御予定は？

(事務局)

考えております。

(宮下委員)

1年に一遍くらいなんですか？

(事務局)

ええ。今年度も1回、認定講座が終わった後にはやりたいと思っていますし、年に最低1回はやりたいな、と思っています。

(宮下委員)

任期ないというのは・・・。

(岡安委員)

そうですね。任期はあった方がいいですね。

(河村委員)

その講習っていうのはもし受けなければ、あなたはダメですよとか言うんですか？教員でも今更新制とかあるのですけれども。

(事務局)

そこまで厳密には想定しておりません。確かに、講習を受けなかったり、例えば学校に行って「あまりよくなかったよ」みたいなことが情報としてあがってくれば、次回は他の方に行っていただくとかですね、そういう事実上の派遣の選定というか運用はしたいとは思っておりますけれども、免許の更新制とかそこまできちりしたものは考えておりません。

(宮下委員)

本当に実効あるものにしたいという風に思うのですけれども、そうすると5,000円というのはいかがなものかという気がします。予算があるんでしょうけれども、もう少し(高く)設定してですね、厳しくして、講習内容なども。資格もしっかりしたものにして、きちんとやるというとした方がいいような気がします、そういう議論というのは役所内ではありましたか？

(事務局)

いくらがなかなか適切かということも難しいところもありまして、これで収入、生活ができるということは当然あり得ないと思われまますので、そこは先ほど申し上げた「ボランティア精神がある方に」、という思いがあったのですけれども、で、実際既にかなり反響もありまして、先ほど申し上げたとおり既に42名来ております。そういう意味では私が思ったよりですね、非常に反響が早いのかなというように思っておりますので。報酬は少ないのですけれども、志高くやっていただければと思っております。

(宮下委員)

我々の報酬よりも少ないというのは・・・いくらなんでもやりきれない。ちょっと。

(春野委員)

1時間ですよね？講座は、1時間5,000円は安くないです。大変高いと私は思います、逆に。

(中村委員)

近いところを担当するようになるのですか？

(事務局)

ええ。浦和から秩父まで行っていただくわけにはいきませんので、そういう意味で地域割でいたい養成もイメージしておりますので。なるべく近い方を。

(中村委員)

交通費もかからない。

(事務局)

そうですね。交通費も遠くなりますとそれだけでかかってしまいますので。

(事務局)

5,000円の参考にさせてもらったのは、薬務課で「薬物乱用防止教室」というものをやっております、それが5,000円なんですね。そういうものを参考にさせていただきました。

(高橋会長)

あらかじめ応募者にもそれ(謝金額)はいつているわけですね。情報として。。

(事務局)

これ(チラシ)にですね、5,000円とは書いてございませんで薄謝を用意していると(書いています)。

(高橋会長)

よろしゅうございますか?もう1点だけ情報なんですけど、下田先生も関係者であれば問題ないと思うのですが、私が教育委員長時代に教師に向けての対応マニュアルをつくっていただきまして審議会を含めまして、つまり、学校・教師との連携が必要だと言っていますので、その中に保護者の役割とか教師の役割とか入っておりましたので、先生方、学校側に対しては、ネットの問題に対してどういうふうな情報なり、ネットいじめの対応マニュアルに関係がありますけれども、そういうことも講座の中に含めていただいて、先生方にはこういう情報が入ってますよということを了解の上で行った方がいいかと思っておりますので、そういう情報を是非講座の中に含めていただきますようお願いしていただければと思います。

(3) 青少年に対する携帯電話の有害情報対策について

事務局から資料3-1、3-2に基づき説明があった後、委員から次のとおり質疑等があった。

(中村委員)

確認なんですけど、小学生で携帯というのは何年か前には持たせない、持ち込ませないという、そのような状況だったと思うんですけど、今学校でも持ち込んでいるんですか?

(事務局)

教育委員会では強制力はありませんが、確かに文科省から通知がありまして、持ち込ませないというんでしょうか、学校には原則持ち込ませないというような取り決めというか通達は出ております。

(中村委員)

家庭で持っているということですか?地域で。

(事務局)

ええ、持っている場合があります。例えば、私なんか電車で見かけますけど、塾に行っている小学生などがGPS、要するにどこに行っているか心配な親御さんが持たせるという

方が多いものですから。

(中村委員)

まあ、そういう意見もありますけどね。

(事務局)

ええ。その後すぐお母さんのところに電話して、「お母さん、今乗ったよ。」と電話しているのをよく聞くんですけれども。そういう小学生向けのですとネットにはつながらないような機種になっているのも最近では売られていますので。

(中村委員)

学校では持たないように、学校には持ち込まないように指導しているわけですか？

(事務局)

しています。

(中村委員)

そうすると、さっきのはあれだな、おかしくなっちゃうな。ネットアドバイザーということをやること自体が。

(事務局)

学校には持ってきませんけれども。

(中村委員)

それは分かる。

(事務局)

持ってはいます。例えば小学生の時は、例えば事業者が奨めているのはネットにつながらない機種ですけれども、今度中学校、高校になった時にはいずれネットにつながるような機種を持つようになるますので。持つ前にやっぱり保護者がしっかり意識づけを持って、できればその時に子どもと色々ルールを作ったりということで、アドバイザーの位置づけを考えているんですけれども。

(中村委員)

分かりました。学校なんかでも持ち込んでるのかな？と思って。

(宮下委員)

鈴谷小学校はその後、何か？

(事務局)

鈴谷小学校？

(宮下委員)

ええ。あそこは確か導入、学校持ち込みを可能にしているはずですが？

(事務局)

すみません。鈴谷小学校は、さいたま市さんなので十分情報が入ってなくて申し訳ないのですが、ただ機能限定だったと思うんですけれど。

(宮下委員)

ええ、そうですよ。どんな状況なのかな？と思って。

(事務局)

はい。それでは、調べておきます。申し訳ございません。

4 閉会